

年金通信

11月上旬、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を発行  
～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。平成22年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。また、10月1日から12月31日までの間

に今年をはじめ国民年金保険料を納付された人は、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

控除証明書専用ダイヤル  
☎0570-070-117

※PHSやIP電話からは☎03-6700-1130へ  
(11月1日～平成23年3月15日の間)

年金受給者の皆さんへ『扶養親族等申告書』は12月1日までに提出しましょう！

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています(障害年金・遺族年金は課税されません)。課税対象となる受給者の人には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。提出を忘れると各種控除が受けられ

ず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。なお、年金以外に収入がある人は確定申告が必要です。

平成23年分「扶養親族等申告書」が送付される人

◆65歳未満で年金額が108万円以上の人

◆65歳以上で年金額が158万円以上の人

☎ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

※PHSやIP電話からは☎03-6700-1165へ

年金相談 日時 11月9日(火) 午前10時～午後3時(受付は午後2時45分まで)  
※23日は祝日のため開催しません。  
場所 産業振興センターアスピア(南町) ☎ 保険年金室 ☎ 63-7445

人権擁護委員にご相談ください



☎ 人権啓発室 ☎ 63-7909

近所のもめごと、家庭内の問題、いじめや体罰、職場でのセクハラなど人権侵害に関する相談に、法務大臣の委嘱を受けた各地域の人権擁護委員が応じます。

人権擁護委員(敬称略・順不同)

- 松崎 律子(下比奈知)
- 北川 廣一(百合が丘西3)
- 奥野 保三(大屋戸)
- 國富 静代(つつじが丘南7)
- 福田 悦子(上八町)
- 福住 幸二(蔵持町原出)
- 福山 佳世(桔梗が丘3)
- 田畑 千代野(東田原)
- 森嶋 秀和(赤目町柏原)
- 植野 あさ子(桔梗が丘5)
- 久原 宏(つつじが丘北10)

陸上自衛隊 高等工科学校生徒募集

☎ 自衛隊三重地方協力本部伊賀地域事務所  
☎ 21-6720

募集種目 陸上自衛隊 高等工科学校生徒  
応募資格 平成6年4月2日から平成8年4月1日までの間に生まれた男子で中学校を卒業した者(卒業見込みの者を含む)  
受付期間 11月1日(日)～平成23年1月7日(金)



犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ



男子の部  
優勝 青山中  
準優勝 名張中  
第3位 南中  
女子の部  
優勝 赤目中  
準優勝 名張中  
第3位 北中

伊藤和子杯中中学生卓球大会

社会を明るくする運動の一環として、8月21日、市総合体育館で中学生卓球大会を実施。この運動についての地域住民の理解を深め、スポーツを通じて健全な青少年の育成に寄与することが目的です。大会には名張市と伊賀市青山地区の5中学の生徒が参加しました。名張市つつじが丘在住の伊藤和子さんの実技指導に続き、試合が行われ、入賞者には名張保護司会から賞状とトロフィーを贈呈しました。

参加した生徒の皆さんは、「伊藤先生の模範プレーを見るとよくわかる。他校の生徒とも交流できてうれしい」と話してくれました。中学生が一堂に会してプレーできる卓球の大会が少ないこと、また、この大会に参加した生徒が高校や大学に進学しても卓球を続け、大会の運営にも参加(協力)してくださっています。今まで継続して大会を開催してきたことの意義があると言えるのではないのでしょうか。

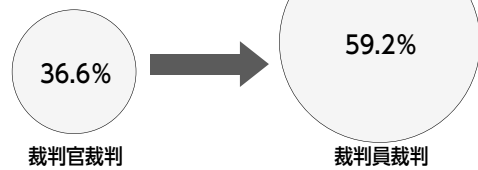
裁判員裁判が平成21年5月に始まりました。裁判員裁判では、「保護観察付執行猶予」という判決が多く出されています。これは、法廷で被告と向き合った裁判員の中に「被告人一人ではなく、社会の中でさまざまな人とかかわりながら指導や助言を受け、反省し立ち直してほしい」という声があったからではないでしょうか。犯罪や非行をした人のほとんどは、いずれは社会に帰ってきます。彼らが自らの過ちと向き合い、再び犯罪に手を染めないように、その立ち直りを支える制度が「更生保護」なのです。

更生保護って何だろう

発行 名張保護司会  
〒5100718  
名張市丸之内79 綜合福祉センター1階あい内  
☎ 6311111 総機 6433349

名張保護司会便り  
No.14

執行猶予判決のうち保護観察がつけられる割合(最高裁判所資料による)



だれか支える人がいれば、立ち直りへと歩み続けるチカラとなります。更生保護の活動は保護観察所や保護司など関係者だけではなく、皆さんのチカラが必要です。ご協力をお願いします。